

## 「2025年度タイにおける知的財産の状況」の概要

### 1. 2025年の知財法制・審査実務の変化

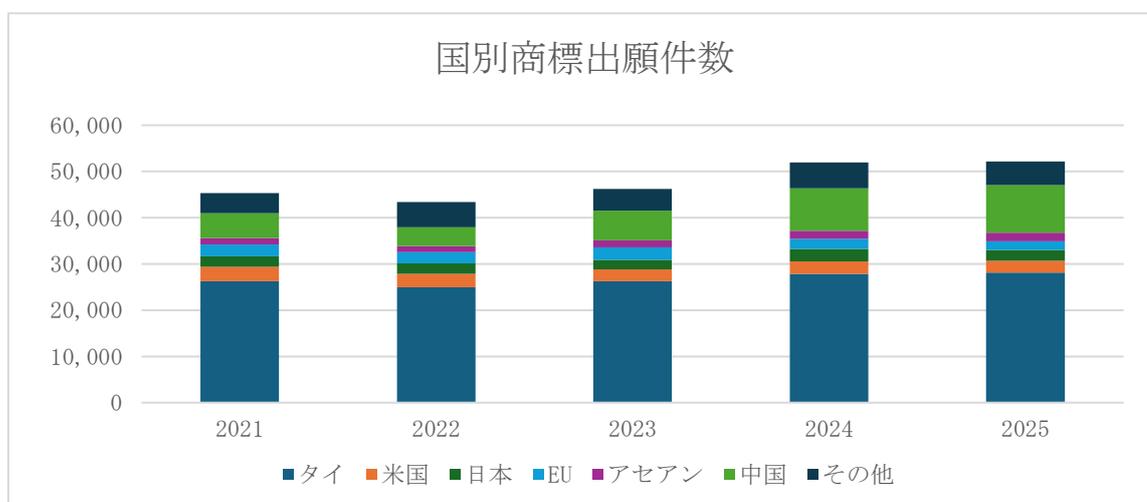
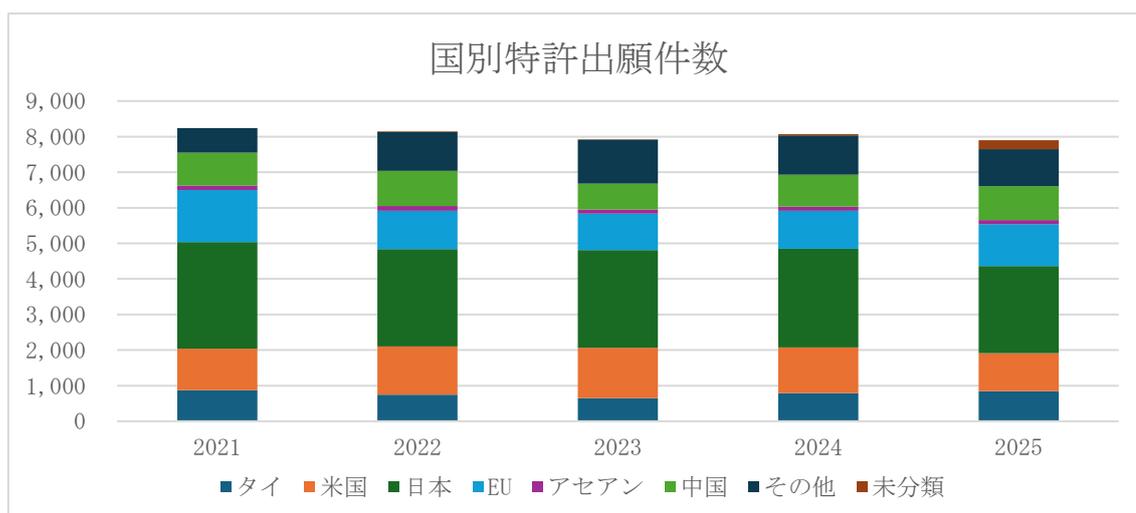
2025年のタイの知財法令・審査実務の変化として、特許分野では、特許及び小特許の出願書類における名称等表示に関する局告示の発出があったことが挙げられる。意匠分野では、グリーンイノベーションに関する意匠特許ファストトラックプログラムの導入、商標分野では、電子商標登録証の発行に関する告示及び商品・役務の分類に関する商務省告示の発出、特定案件に関するファーストアクションファストトラックの導入が挙げられる。

### 2. 知的財産関連支援制度

2025年、タイにおける知的財産関連支援制度には変更はなかった。

### 3. 出願統計情報

2025年の速報値を含めた特許、小特許、意匠、商標の出願及び登録件数、審査期間について、地理的表示の登録件数、著作権登録の件数についてまとめた。また、審判、裁判統計についても入手できたものについてまとめた。出願件数については、いずれの法域においても大きな変化は見られなかった。



#### 4. 判例

意匠では、模倣の定義が争点となった控訴裁判決 No. 543/2567 を取り上げた。商標では、識別力の有無が争点となった控訴裁判決 No. 205/2567 と、不使用及び真正な使用 (bona fide use) の欠如を理由として取消されるべきかどうか争点となった控訴裁判決 No. 1735/2567 との2件を取り上げた。営業秘密では、顧客情報が営業秘密に該当するかどうか争点となった控訴裁判決 No. 2104 / 2567 を取り上げた。

それぞれの事件の要約は以下の通りである。

##### (1) 意匠 控訴裁判決 No. 543/2567 (2024年)

原告は、靴棚に関する意匠出願 (出願番号 1802002833) を、被告1であるタイ知的財産局に出願した。被告1及び2は、当該意匠が先行意匠 (公開番号 12753) と類似しているとして、その登録を拒絶した。原告は特許委員会に不服申立てを行ったが、特許委員会は審査官の判断を支持した。

原告はこれを不服として知的財産及び国際取引中央裁判所 (CIPITC) に提訴したが、CIPITC が原告の請求を棄却したため、原告は控訴裁判所に控訴した。

控訴裁判所は、靴棚の構成要素を総合的に考慮すべきであり、当該意匠と先行意匠は形状及び模様構成要素が明確に異なるために、特許法第57条(4)に定める「模倣」の範囲には該当しないと判断したことから、被告1の拒絶命令及び特許委員会の決定を取り消し、被告に対し、原告の意匠出願の手続を継続するよう命じた。

被告は最高裁判所に上訴したが、最高裁はこれを受理せず棄却した。

##### (2) 商標 控訴裁判決 No. 205/2567 (2024年)

商標登録官は、原告商標「DEVIL MAY CRY」 (出願番号 160118437、第9類、第41類) について、識別力を欠くとしてその登録を拒絶した。原告は登録官の判断に不服として商標委員会に審判請求したが、商標委員会は、当該商標は商標法第7条第2段落(2)に基づき識別力に欠くと判断して登録官の判断を支持した。

原告は、本件を知的財産及び国際取引中央裁判所 (CIPITC) に提訴したが、CIPITC が登録官および商標委員会の決定を支持したため、控訴裁判所へ控訴した。控訴裁判所は下級審判決を取消し、被告らに対し当該商標の登録手続を進めるよう命じた。被告らは最高裁判所に上訴したが、最高裁はこれを受理せず棄却した。

##### (3) 商標 控訴裁判決 No. 1735/2567 (2024年)

原告は、自己の商標が周知商標であること、ならびに商標「**RANI**」 (出願番号 554250 / 登録番号 TM216967) の商標権者 (共同被告) が登録商品について当該商標を使用していないことを理由に、商標委員会に対し当該商標の取消請求をおこなった。さらに原告は、当該商標が登録されている商品 (缶入りフルーツジュース) について、タイ食品医薬品局 (FDA) による登録が存在しないことも確認した。

商標委員会は、原告の商標が主張するような周知性を有することを立証する証拠が不十

分であるとして、原告の取消請求を棄却した。また、商標権者（共同被告）が、原告の商標に含まれる語句「RANI」を不正の目的で当該商標に採用し登録を行ったこと、または第 32 類の登録商品について商標を使用していなかったことを示す証拠がないと判断し、商標法第 61 条(2)、第 62 条及び第 63 条に基づく取消理由は認められないと判断した。

原告は商標委員会の決定を不服として知的財産及び国際取引中央裁判所(CIPITC)に対し提訴した。CIPITC は商標委員会の決定を取り消し、当該商標の登録を取消す判決を下したため、被告は控訴裁判所へ控訴したが、控訴裁判所は下級審判決を支持した。被告は最高裁判所に上訴したが、最高裁はこれを受理せず棄却した。

#### (4) 営業秘密 控訴裁判決 No. 2104 / 2567 (2024 年)

ホンダの自動車を販売する事業を営む原告は、被告を車両保険業務及び車両登録更新業務を担当する営業担当者として雇用していた。被告は、これらの業務の過程で、顧客の氏名、住所及び電話番号を収集、整理していた。被告は原告会社を退職するにあたり、当該顧客情報を持ち出した。原告は、当該情報が営業秘密に該当し、その不正使用により原告に損害が生じたと主張した。

控訴裁判所は、知的財産及び国際取引中央裁判所(CIPITC)が原告の請求を棄却した判断を支持し、原告が当該情報へのアクセスを保護または制限するための措置を講じておらず、また秘密情報であることを示す形で保管もされていなかったことから、当該情報は営業秘密法第 3 条に定める営業秘密には該当しないと、営業秘密として保護されるものではないと判断した。

### 5. 模倣品の現状

2025 年、知的財産局 (DIP) は、関連機関、即ちタイ王立警察、特別捜査局 (DSI)、及び税関と連携し、1,132 件の侵害事案を摘発した (2025 年 11 月時点)。押収された侵害品は 330 万点に上り、損害額は 11 億 4,000 万バーツを超えた。これらの成果は、タイ王立警察 (789 件、1,820,574 点)、特別捜査局 (7 件、952,592 点)、税関 (336 件、571,675 点) との連携によるものである。DIP のエンフォースメント部門は、WIPO および WTO 加盟国としてのタイの国際的イメージ向上と、より良い国際協力の促進に向けた政府の取り組みのため、他のエンフォースメント機関との連携を行っている。

# 2025 年度タイにおける知的財産の状況

< 詳細版 >

2026 年 2 月

S&I International Bangkok Office Co., Ltd

## 目次

1. 最近のタイの知財法令・審査実務について .....	3
2. 知的財産関連支援制度 .....	6
3. 知的財産登録出願、審査期間、審判、裁判統計 .....	7
4. 判例 .....	18
5. 模倣品の現状.....	27

## 1. 最近のタイの知財法令・審査実務について

2025年のタイの知財法令・審査実務の変化として、特許分野では、特許及び小特許の出願書類における名称等表示に関する局告示の発出があったことが挙げられる。意匠分野では、グリーンイノベーションに関する意匠特許ファストトラックプログラムの導入、商標分野では、電子商標登録証の発行に関する告示及び商品・役務の分類に関する商務省告示の発出、特定案件に関するファーストアクションファストトラックの導入が挙げられる。

### 1. 2025年の特許に関する法令及び実務の変更について

2025年、タイ知的財産局（DIP）は、特許に関して以下の局告示の発出を行った。

#### （1）特許及び小特許の出願書類における名称等表示に関する局告示

2025年9月29日、DIPは、「特許出願における名称表示及び世界知的所有権機関（WIPO）の配列リストを用いた特許及び実用新案出願の提出に関する知的財産局の告示（3796/2568）」を発出した。この告示は、明細書における学名、遺伝子名またはタンパク質名の記載、特定名称または商標の使用、記号・マークの使用に関する規則を新たに定めたものである。

当該告示の主な規定は以下の通り：

- ① 特許または実用新案の出願人は、学名の場合、出願書類において二名法（Binomial Nomenclature）に従い、ラテン語を用いる必要があり、タイ語への音訳は不要である。明細書においてこれらの名称が初めて登場する箇所では完全な学名を記載しなければならない。遺伝子名またはタンパク質名についても、タイ語への音訳や翻訳を記載する必要はない。遺伝子やタンパク質を表す記号を使用する場合、出願人は国際的な慣例に従って正しく表記しなければならない。
- ② 出願人はクレームにおいて商標、機器や製品のモデル名、または独自に考案した特定名称を明記してはならない。出願人がこれらの名称を含めたい場合、明細書において、その名称を一般的な特徴を説明した後に括弧書きで記載することができる。
- ③ 特許または小特許出願にWIPO標準ST. 25（「塩基配列及びアミノ酸配列の作成に関するWIPO標準」）またはWIPO標準ST. 26（「XML形式で塩基配列およびアミノ酸配列の配列表を表示するためのWIPO標準」）に従って作成された記号を含む場合、出願人は、当該記号の直後にタイ語訳または説明を記載しなければならない。ただし、当該翻訳または説明が明細書において既に明確に記載されている場合はこの限りではない。

### 2. 2025年の意匠に関する法令及び実務の変更について

2025年、タイにおいて以下のような意匠に関する新たな法令、実務上の変更があった。

#### （1）意匠特許ファストトラックプログラム：グリーンイノベーションの導入

タイ知的財産局（DIP）は新たな施策「意匠特許ファストトラックプログラム：グリーンイノベーション」を発表した。この新プログラムは意匠特許出願に特化し、環境に優しい工業意匠の登録の迅速化を目的とする。タイ知的財産局のこの取り組みは、タイが環境に優しい技術革新を育成し、グリーンイノベーション分野における国家の国際競争力を高めるという決意を改めて示すものであ

る。概要は以下の通りである：

- ・ 対象：本プログラムはタイ国内外の申請者双方に開放されている。
- ・ 申請期間：「意匠特許ファストトラックプログラム：グリーンイノベーション」の申請は、2025年1月より毎月1日から10日までの間に提出可能である。
- ・ 申請条件：
  - タイ出願が第一国出願でなければならない。
  - 申請はタイ知的財産局（DIP）の電子出願システムを通じて提出しなければならない。

詳細はタイ知的財産局（DIP）のウェブサイト参照のこと：

<https://www.ipthailand.go.th/th/component/zoo/item/target-design-patent-fast-track.html>

### 3. 2025年の商標に関する法令及び実務の変更について

2025年、タイ知的財産局（DIP）は、商標に関して以下の告示の発出を行い、また実務の変更を行った。

#### （1）商標登録証の新様式及びマドプロ出願に対する電子商標登録証の発行

2025年8月6日、知的財産局は「商標登録証新様式に関する告示（3446/2568、仏暦2568年（2025年）」を発出した。本通知には商標登録証の新様式及び商標登録証再発行に関する規定が含まれる。施行日は2025年8月15日である。

これにより、マドプロ出願については、公告終了後、出願人（またはWIPOデータベースに登録された代理人）が、**モデルフォーム4（保護認容声明）**または**モデルフォーム5（暫定的拒絶通報後の保護認容声明）**と共に、**電子商標登録証明書**をWIPOから直接受領することとなる。DIP（商標部）は商標登録証原本を発行せず、タイ国内代理人に商標が登録されたことを通知しない点には留意されたい。

#### （2）商品・役務の分類に関する新ガイドライン／分類基準

2025年11月14日、商務省は最新の「**商品・役務の分類に関する商務省告示**」を発出した。施行日は2026年1月1日である。この変更は**第13版ニース分類**に準拠するためのものである。

#### （3）ファーストアクションファストトラック（新年特別措置及びEコマース事業者緊急案件）

概要は以下の通りである：

	<u>ファーストアクションファストトラック</u> <u>(新年特別措置)</u>	<u>ファーストアクションファストトラック</u> <u>(Eコマース事業者緊急案件)</u>
DIPが発出した告示	商標ファーストアクションのファストトラックに関する告示（新年特別措置）仏暦2569年（4077/2568）	商標ファーストアクションのファストトラックに関する告示（Eコマース事業者緊急案件）（4111/2568）
発出日	2025年12月15日	2025年12月24日

発効日	2025年12月15日から2026年4月30日まで	2026年1月1日
1 <sup>st</sup> OA 受領までの予想期間	出願日から <u>3か月以内</u>	出願日から <u>4か月以内</u> (登録官は、審査結果を出願日から15日以内にメールで通知)
方法と時期	新規商標出願は、 <u>2025年1月15日から2026年1月31日までの期間に電子出願システムを通じて出願しなければならない。</u>	新規商標出願は、 <u>2026年1月1日以降に電子出願システムを通じてファストトラック申請書と共に出願しなければならない。</u>
商標の特性	登録を希求する商標・サービスマークは、写真、絵画、機器、ロゴ、名称、語句、文、文字、数字、サイン、またはそれらの組み合わせでなければならない。	
区分数と商品・役務	<u>1区分、かつ申請する商品／役務は5項目を超えてはならない。</u>	<u>1区分、かつ申請する商品／役務は10項目を超えてはならない。</u>
商品・役務の記載	商品・役務は、DIP 公式ウェブサイト ( <a href="https://tmsearch.ipthailand.go.th">https://tmsearch.ipthailand.go.th</a> ) の「商品・役務の許容リストガイドライン」に従って記載すること。	
書類の追完の可否	商標出願に係る全書類は出願時にすべて提出すること。	
手続きや証拠の提出について	補正、譲渡、相続の手続き、又は商標の識別性を証明するための追加証拠を提出しないこと。	
類似調査の実施	以下の3つのデータベースから類似調査を実施すること (1) DIP の商標データベース、(2) TMView データベース、(3) グローバルブランドデータベース 類似商標が発見された場合、検索結果の証拠書類を登録官に提出し、審査を受けること。	
制限事項	マドプロ出願、認証商標、団体商標、色・図形要素・音を単独または組み合わせた商標・サービスマークの出願は不可。	
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>要件を満たさない出願の場合、登録官は通常審査として商標登録出願を審査する。</li> <li>このファストトラック審査の後で、第三者が、商標法第28条に基づき外国での先の出願日をタイでの出願日として主張する、または、商標法第28条の2に基づき商標を付した商品の展示会への出展日をタイでの出願日として主張する後願商標を出願した場合、登録官が本件商標出願の公示を取り消すか、商標登録を取消す必要がある場合がある。出願人は、このような措置を認識し同意したものとみなされる。損害が生じた場合でも、出願人はその損害賠償や救済を請求できない。</li> </ul>	

## 2. 知的財産関連支援制度

2025年、タイにおける知的財産関連支援制度には変更はなかった。

従来の制度の概要は以下の通りである。

(1) タイでは、研究開発と投資を促進する責任を負う2つの政府機関として、国家科学技術開発局 (NSTDA) と投資委員会 (BOI) がある。2つの機関が提案する税制優遇措置があるが、いずれも知的財産の出願費用等に関する直接的な支援制度ではない。

(2) 知的財産局による支援手段について、タイにおいては、教育機関および地方機関の特許・小特許出願の出願料を助成するための DIP の通達「特許又は小特許の出願に係る手数料を免除する機関のリスト」があり、これらの期間については支援制度があると言える一方で、中小企業向けの支援制度はない。

### 3. 知的財産登録出願、審査期間、審判、裁判統計

2025年の速報値を含めた特許、小特許、意匠、商標の出願及び登録件数、審査期間について、地理的表示の登録件数、著作権登録の件数についてまとめた。また、審判、裁判統計についても入手できたものについてまとめた。出願件数については、いずれの法域においても大きな変化は見られなかった。

#### 1. 直近5年間の出願および登録件数

##### (1) データの算出方法

##### ①<出願件数、登録件数、審判件数、提訴件数>

知的財産局（DIP）から入手したデータを利用した。なお、2025年の件数は速報値（1月～12月）として入手したものであるため、後日発表される確定値とはずれが発生する可能性がある点に留意いただきたい。

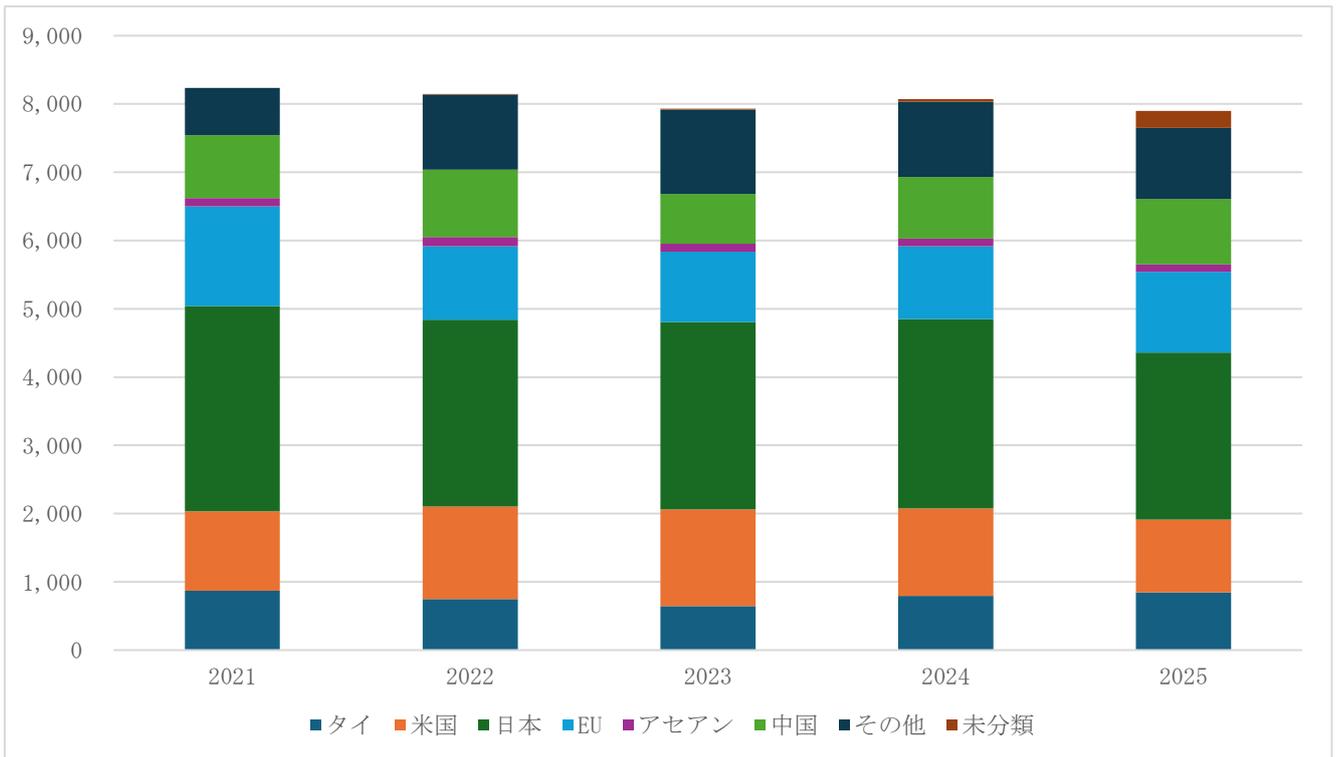
##### ②<審査期間>（出願から登録までの期間、及び、審査請求から登録までの期間）

発明特許は、2021年から2025年については登録された発明特許90件（9つの技術グループからそれぞれ10件ずつ）を抽出し、それぞれ審査期間を算出した。小特許について、2021年から2025年について20件（機械10件、化学10件）、意匠について、2021年から2025年について40件（分野問わず）、商標について、2021年から2025年について40件（審判請求無し30件、審判請求あり10件）を抽出し、それぞれ審査期間を算出した。

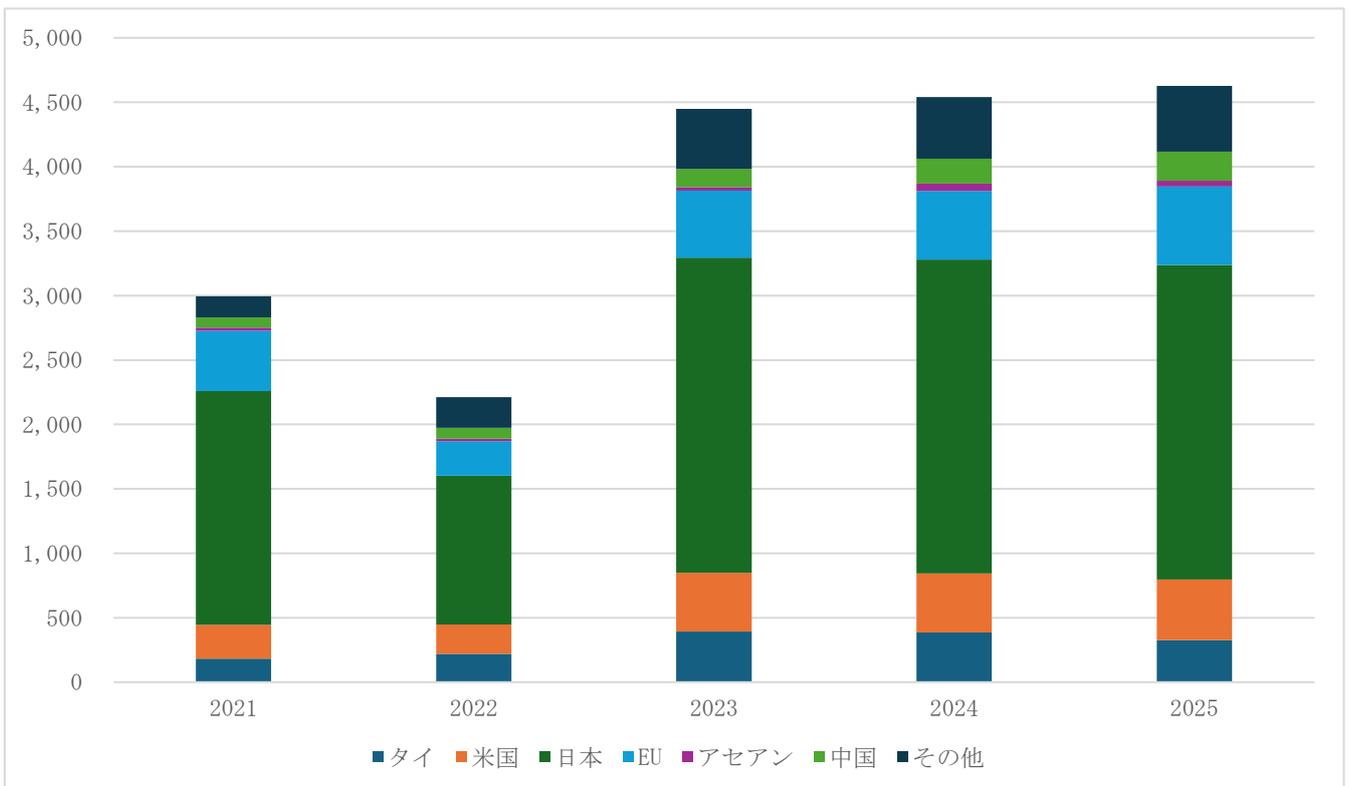
##### (2) 発明特許

[グラフ2-1]に示すように、特許出願件数は、2021年以降は毎年約8,000件前後である。国・地域別の出願件数については、日本からの出願は減少（表にはないが2019年の3,356件が2025年には2,445件と、最大時の72.9%の件数にまで落ち込んでいる）している。他方で、中国からの出願件数は着実に増加しており、表にはないが2017年には319件だった出願件数が、2025年には956件と約3倍にまで増加している。登録件数については、2018年以降、毎年約3,000件前後であったが、[グラフ2-2]に示すように、2021年、2022年に大きく落ち込み、その後一転して、2023年以降は4,000件を上回る登録件数を記録している。落ち込んだ原因は、コロナ禍の影響もあるが、知的財産局（DIP）における2022年8月から11月にかけての局内システム障害の影響により審査が滞ったことが大きいと考えられる。また、[グラフ2-3]に示すように出願から登録までの期間は、技術分野ごとに違いはあるものの、医薬分野については従来は出願から登録まで平均約14年以上かかっていたものが現在では出願から登録まで平均約11年と短縮化された。

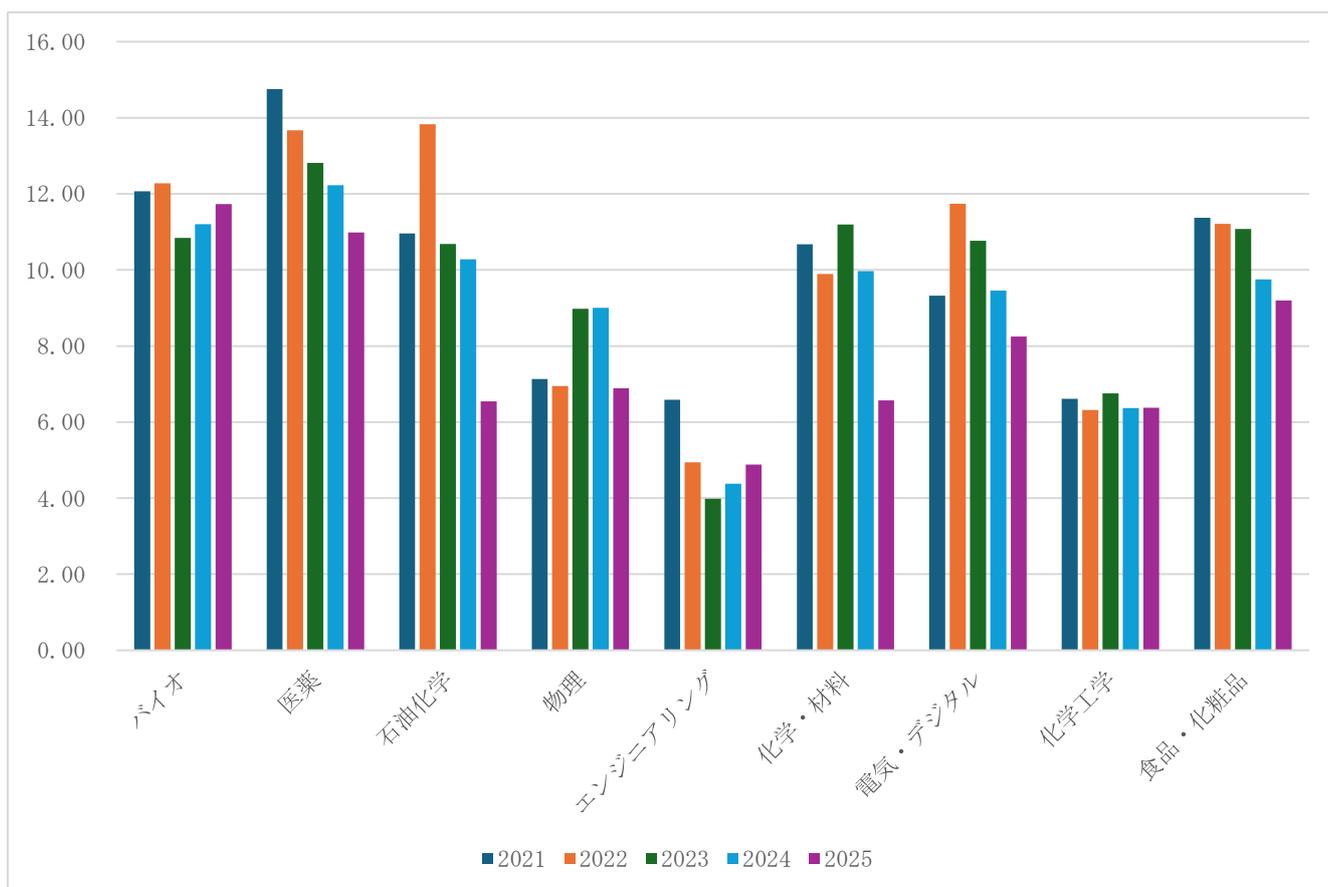
[グラフ 2-1] 発明特許出願件数 (2025 年の値は速報値)



[グラフ 2-2] 発明特許登録件数 (2025 年の値は速報値)



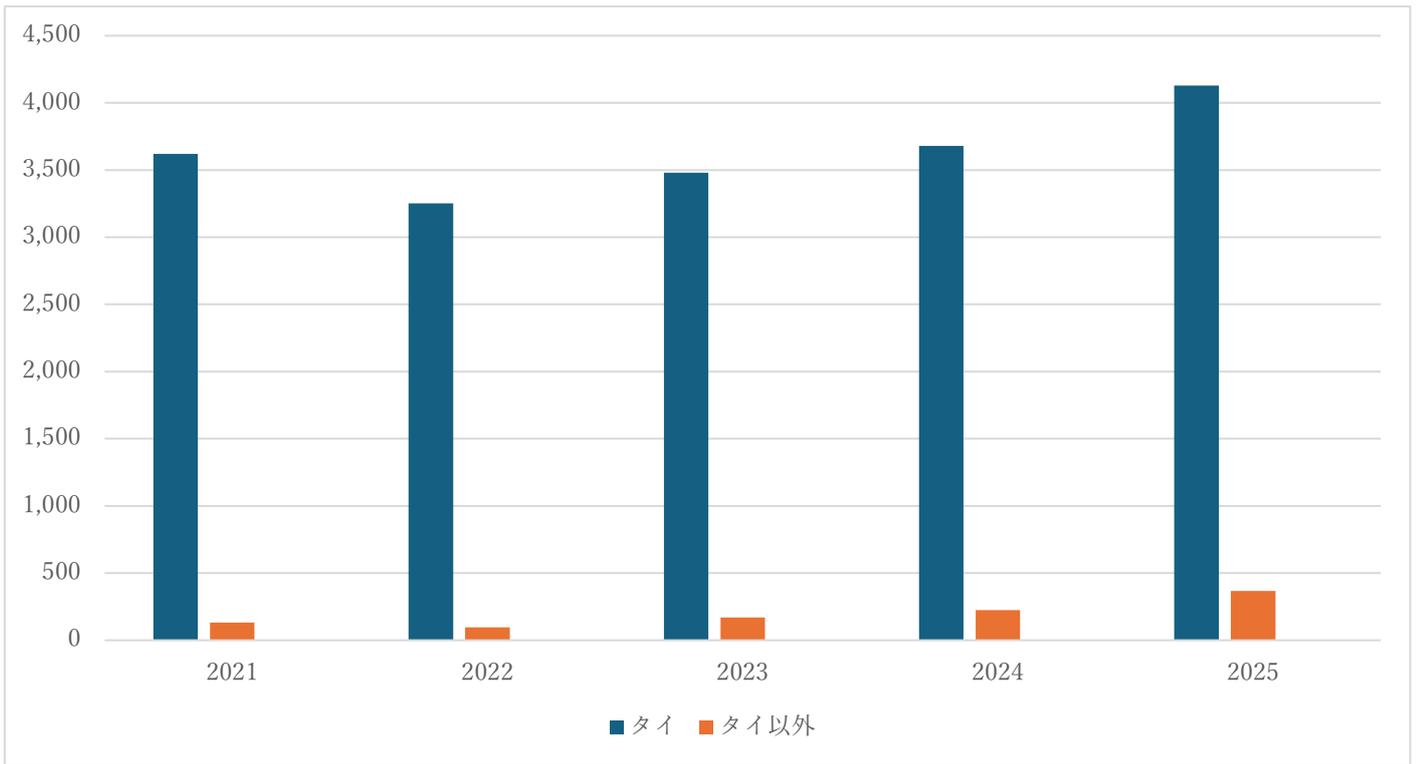
[グラフ 2-3] 出願から登録までの期間（発明特許）（単位：年）（2025 年の値は速報値）



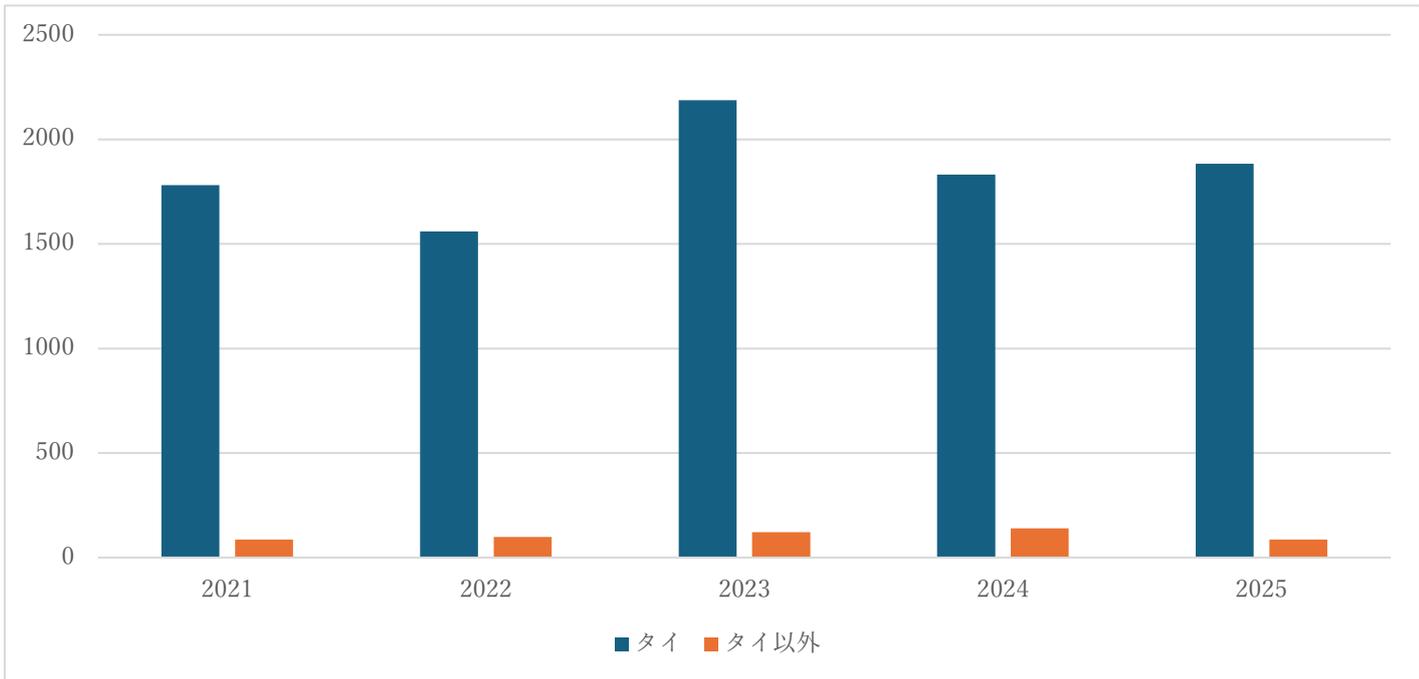
### (3) 小特許

[グラフ 3-1]に示すように、2025 年の出願件数は 4,497 件であり、また、タイ以外の出願人の出願件数が 367 件でいずれも最高値であった。登録件数は、[グラフ 3-2]に示すように、例年 2000 件前後である。出願から登録までの期間は[グラフ 3-3]に示す。2025 年、機械分野の出願から登録までの期間は長期化し、化学分野は短くなった。

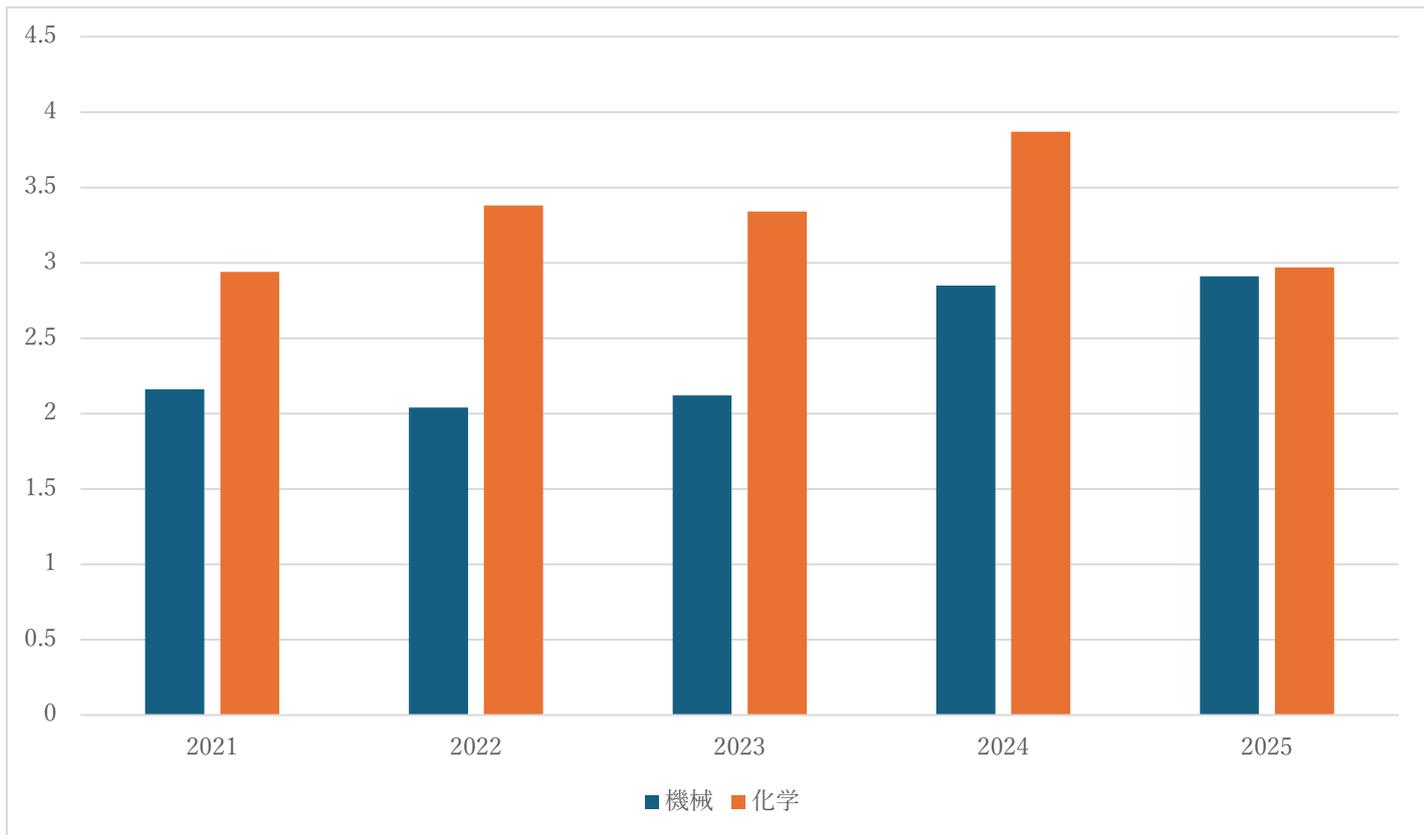
[グラフ 3-1]小特許出願件数(2025 年の値は速報値)



[グラフ 3-2]小特許登録件数(2025 年の値は速報値)



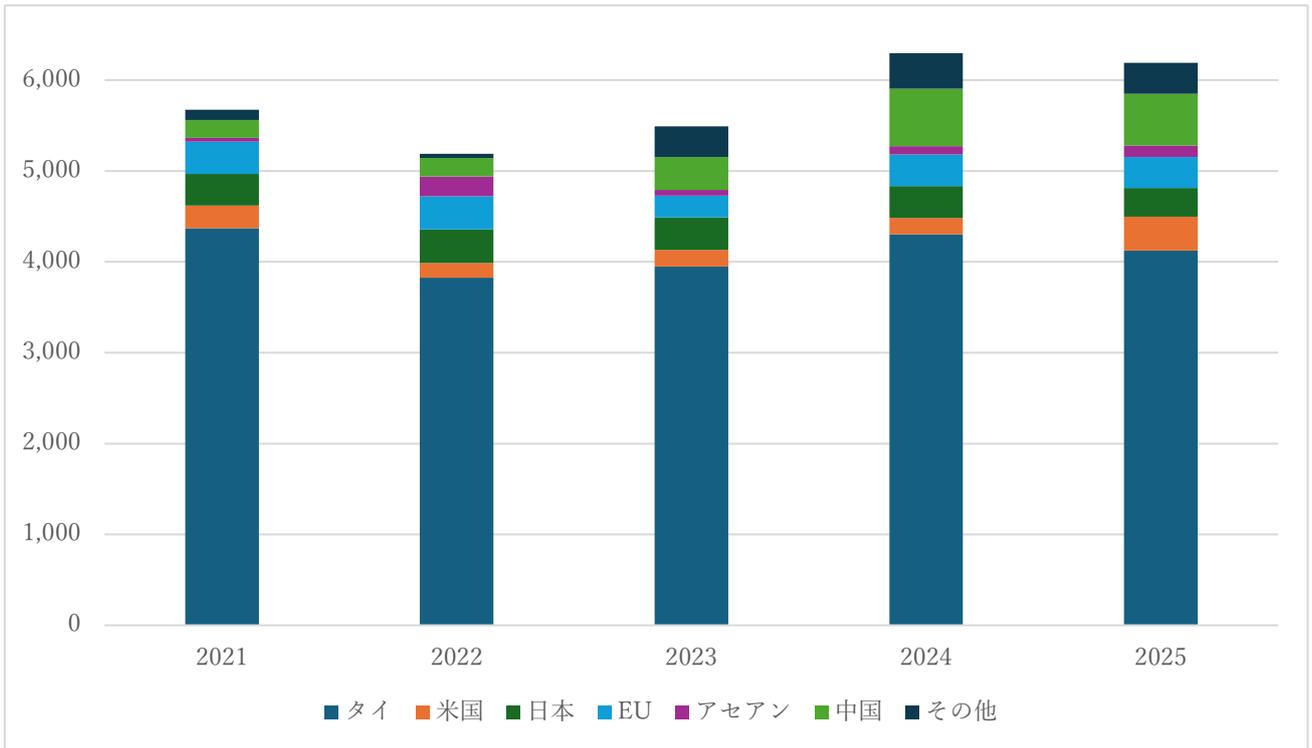
[グラフ 3-3] 出願から登録までの期間（小特許）（単位：年）（2025 年の値は速報値）



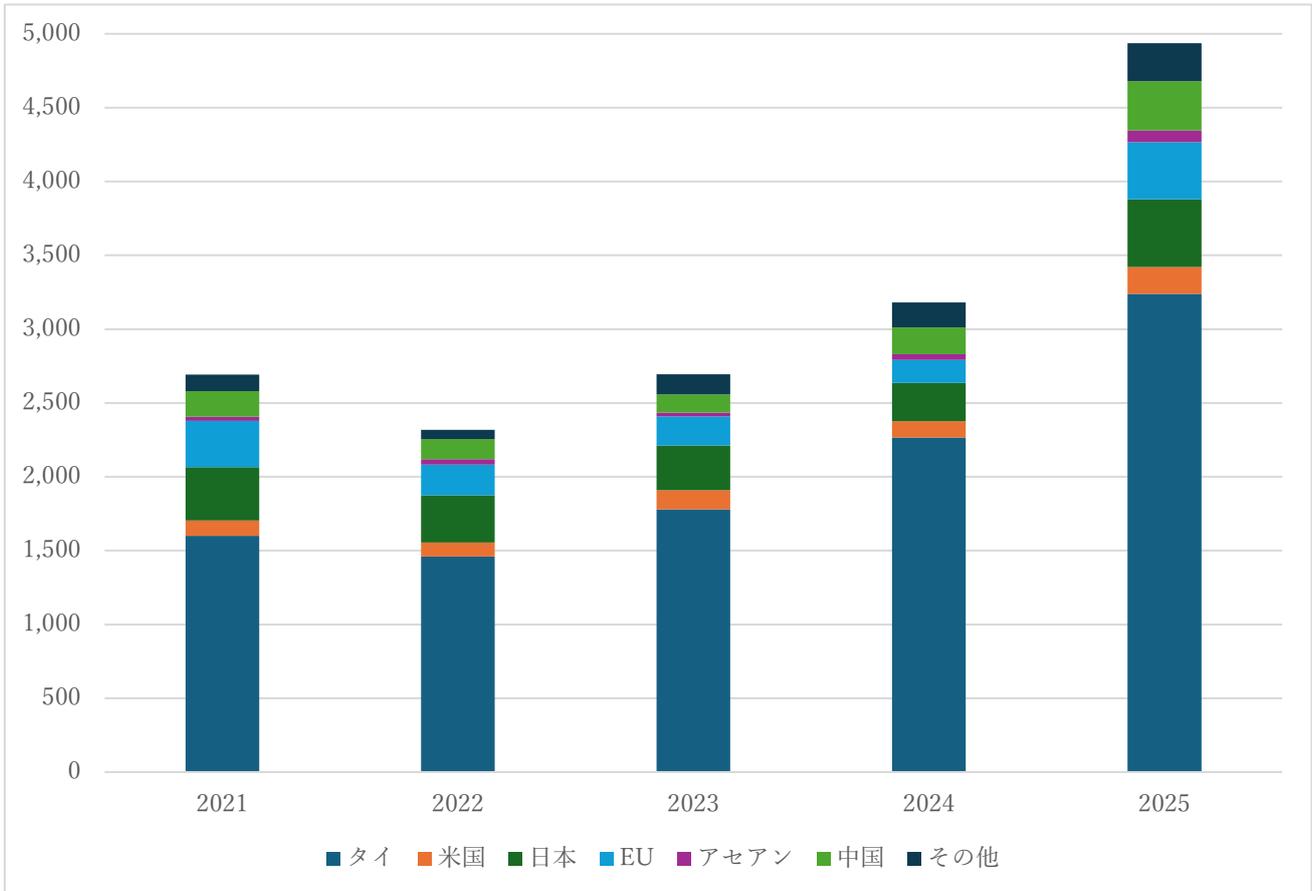
#### (4) 意匠

[グラフ 4-1]に示すように、2021 年から 2025 年の出願件数は 5,000 件を上回る数値で推移し、2024 年、2025 年には 6,000 件を上回るに至った。2025 年の出願件数は 6,196 件で、2021 年の 5,674 件より 9.2%増加している。登録件数は [グラフ 4-2]に示すように、2025 年の登録件数は 4,937 件である。[グラフ 4-3]に示すように、出願から登録までの平均審査期間については徐々に延びる傾向にあったが、2025 年は 2024 年に比べ 2.76 年と短くなった。

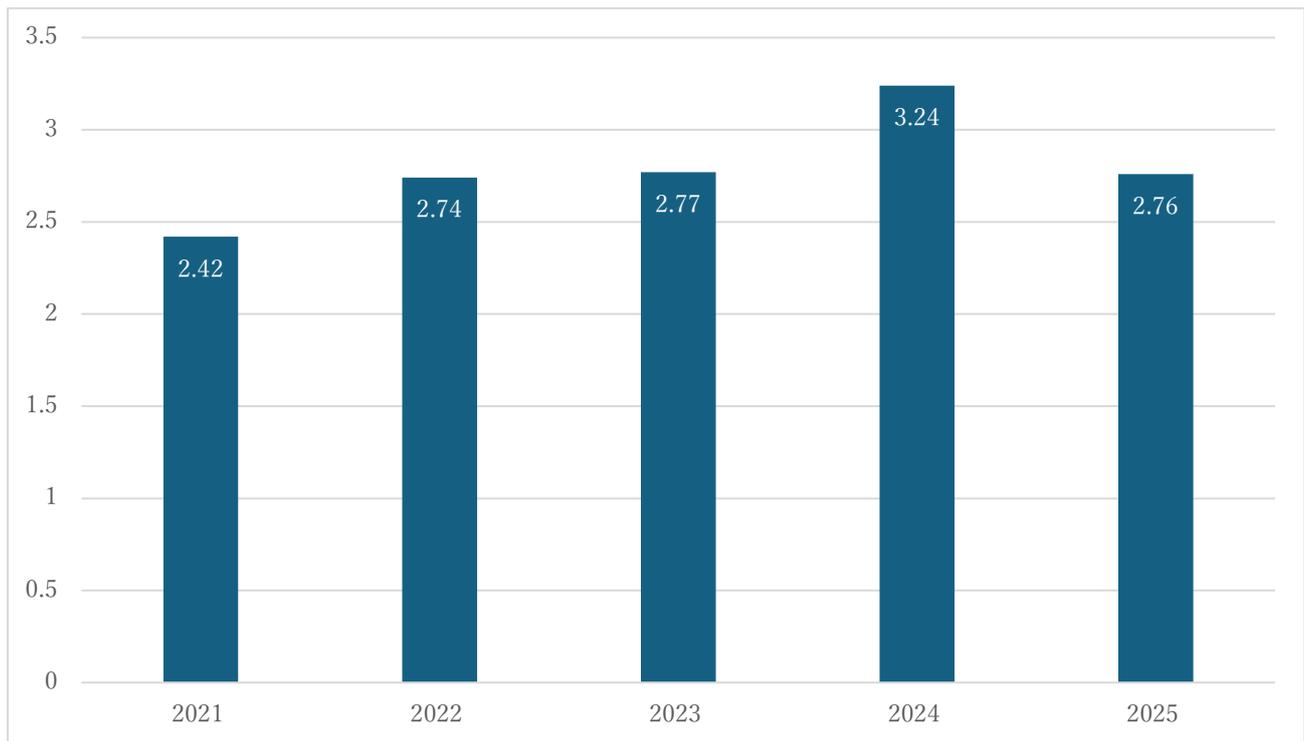
[グラフ 4-1] 意匠出願件数(2025 年の値は速報値)



[グラフ 4-2] 意匠登録件数(2025 年の値は速報値)



[グラフ 4-3] 出願から登録までの期間（意匠）（単位：年）（2025 年の値は速報値）



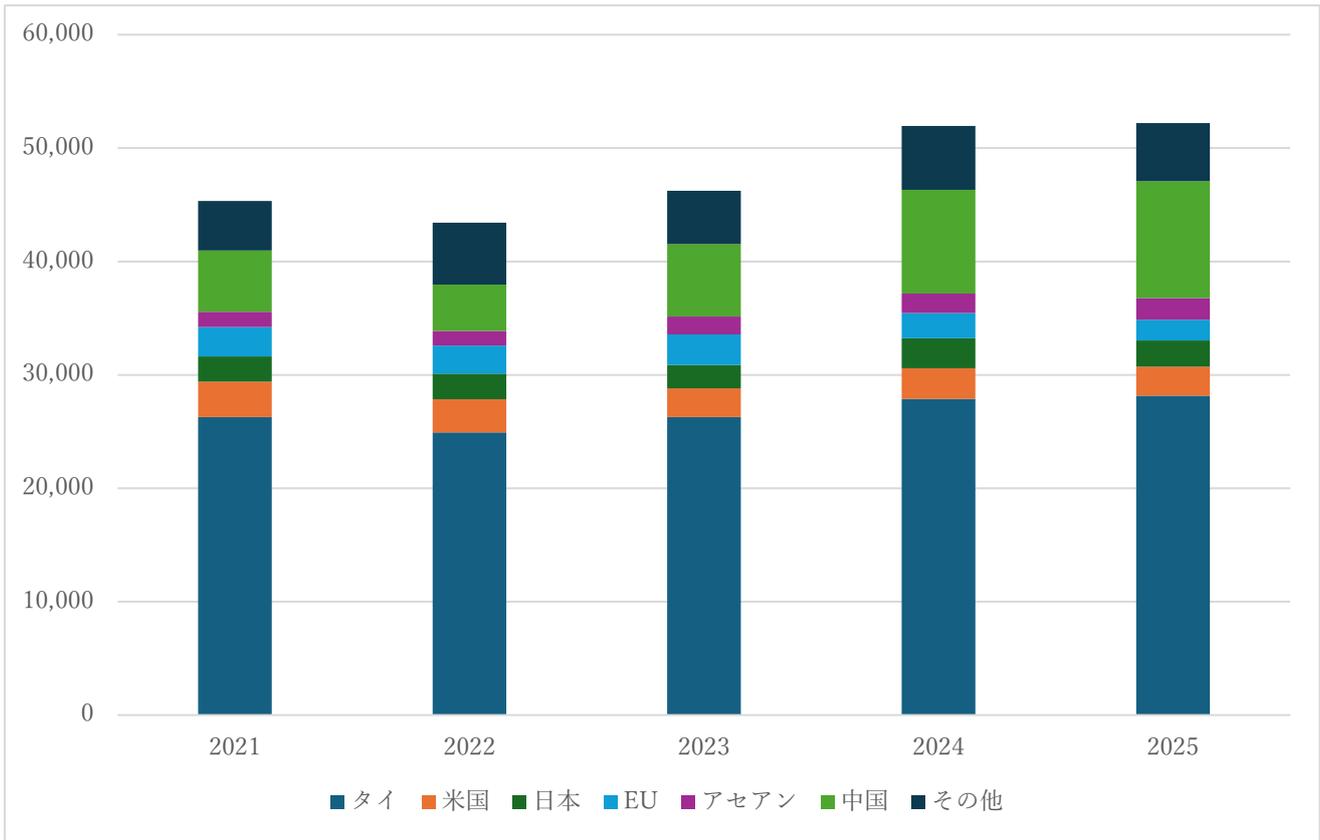
#### (5) 商標

[グラフ 5-1]に示すように、2025 年の出願件数は 52,194 件で過去最高の 2015 年の 52,344 件に並ぶ勢いである。[グラフ 5-2]に示すように、マドリッド協定加盟による国際出願（マドプロ出願）は、従来は 9,000 件台で推移していたが、2025 年には 7,628 件とやや減少した。なお、タイ国内からの国際出願制度の利用は年間 10 件に満たず、出願全体の 0.1%を上回ったことがなく、きわめて低調なままである。

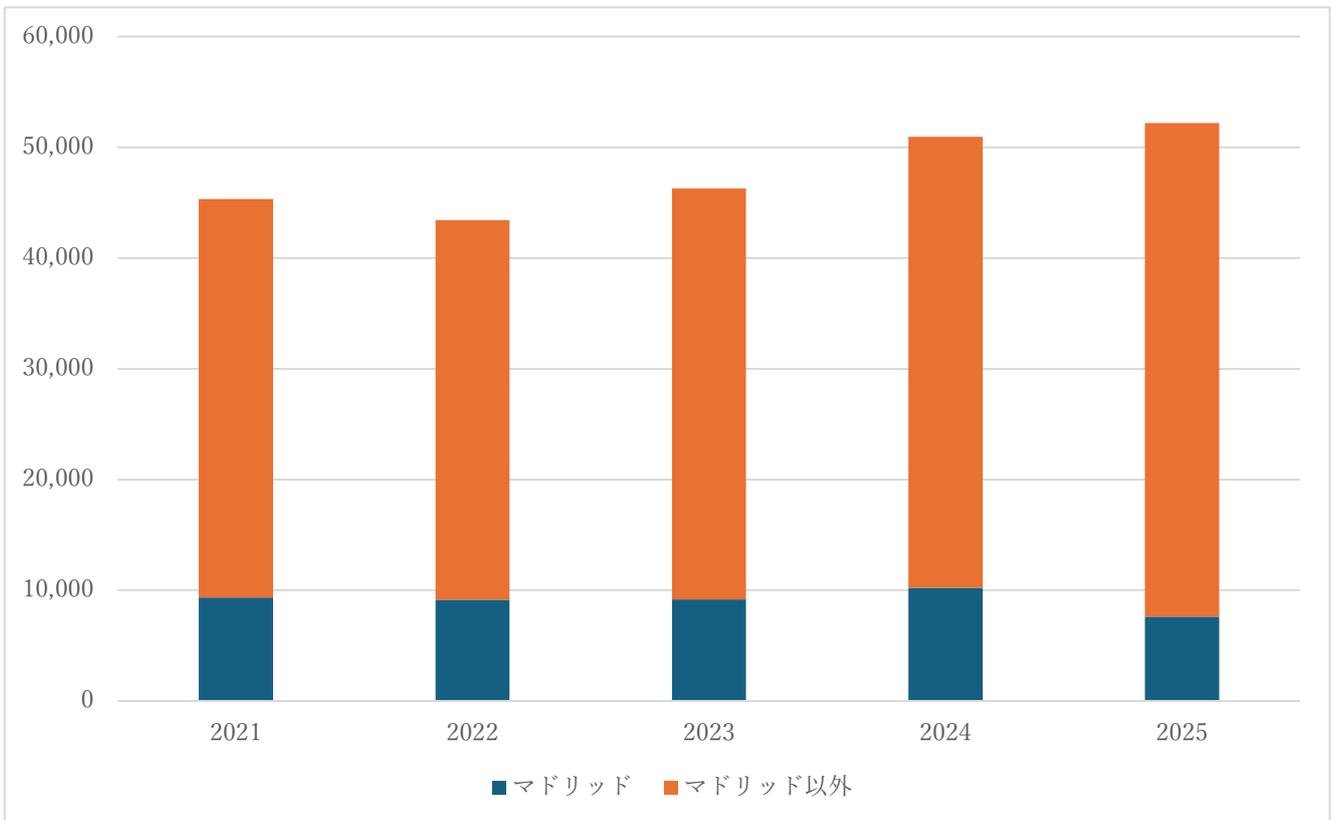
[グラフ 5-3]に示すように、登録件数は 2025 年には 40,062 件と 2022 年を上回るまでに回復した。

[グラフ 5-4]に示すように、出願から登録までの期間について、他人商標との同一または類似、識別力の欠如を理由とした拒絶を受けたことにより、審判請求を経て登録となった案件の場合は 2025 年には 9.17 年を要している。2016 年調査時の 4.65 年以来、登録までの期間は長くなる一方であったが、2023 年には 8.13 年、2024 年には 7.22 年とやや改善がみられたものの、再び審査期間長期化の方向へと向かっているようである。

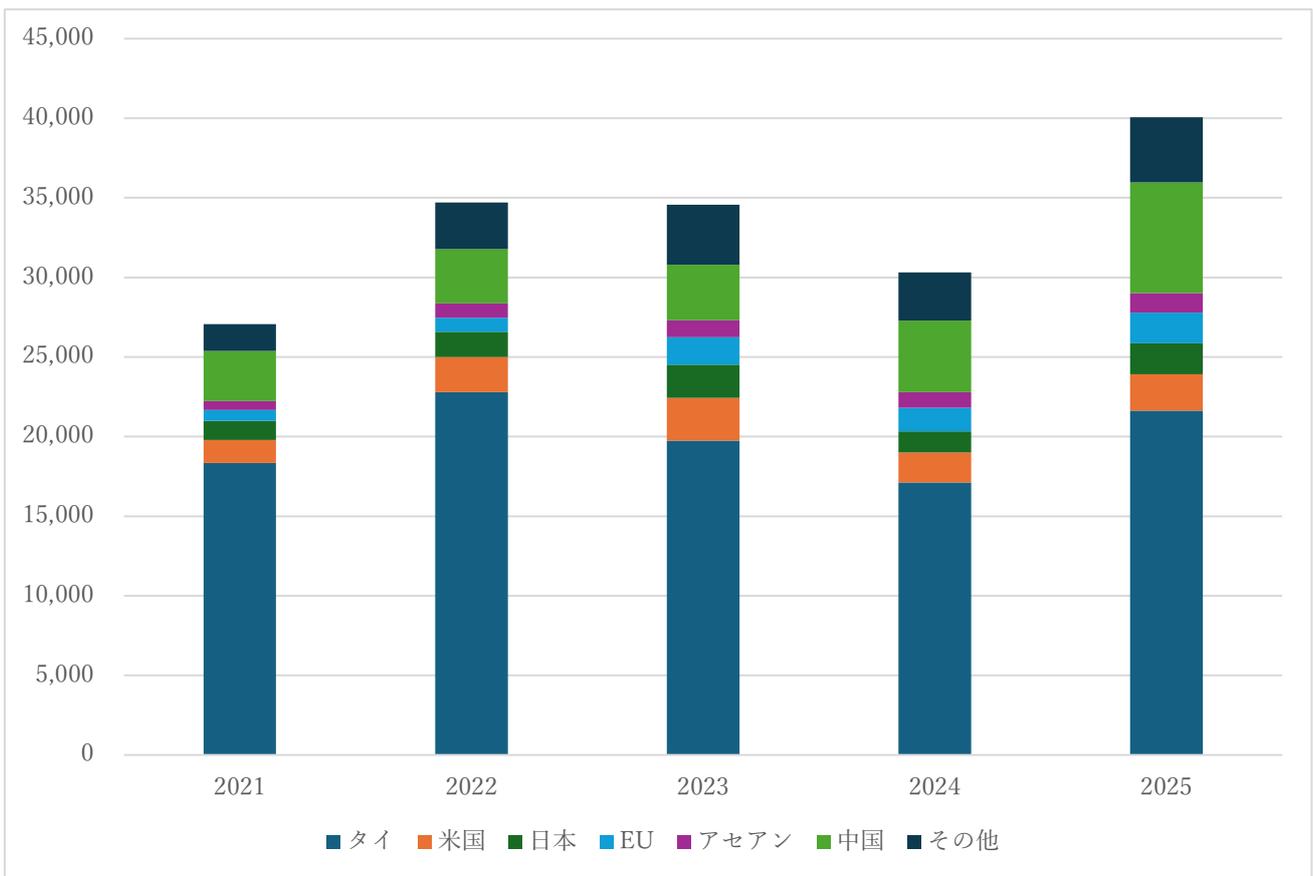
[グラフ 5-1] 商標出願件数(2025 年の値は速報値)



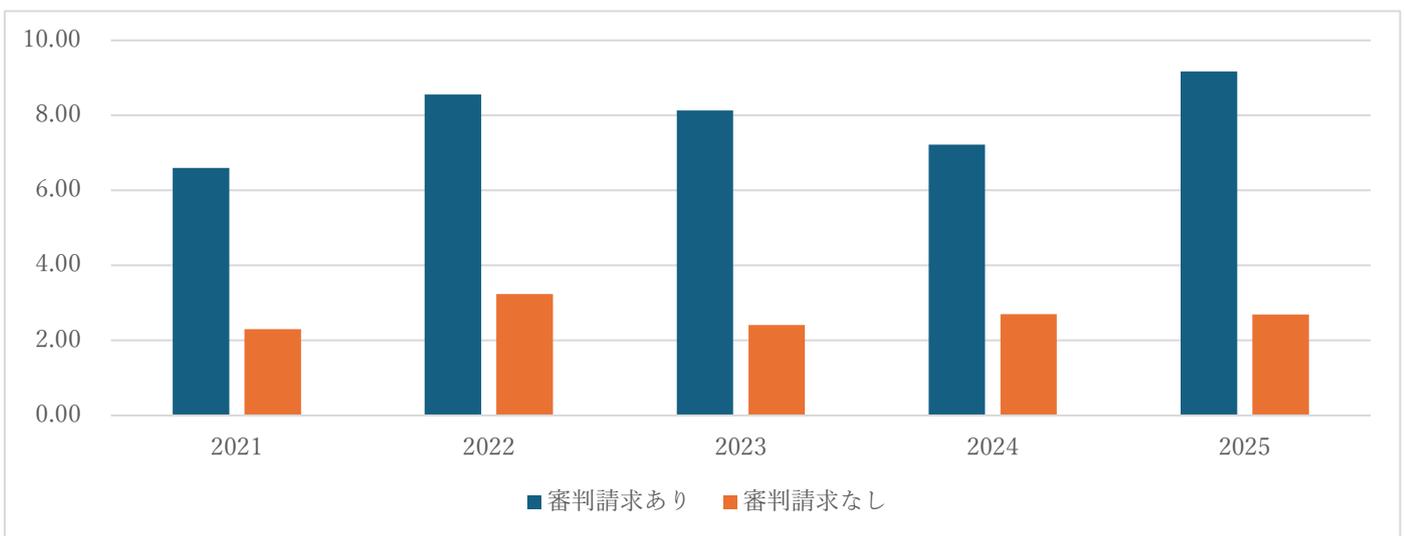
[グラフ 5-2] マドプロ出願と国内出願との件数を示す商標出願件数(2025 年の値は速報値)



[グラフ 5-3] 商標登録件数(2025 年の値は速報値)



[グラフ 5-4] 出願から登録までの期間 (商標) (単位: 年) (2025 年の値は速報値)



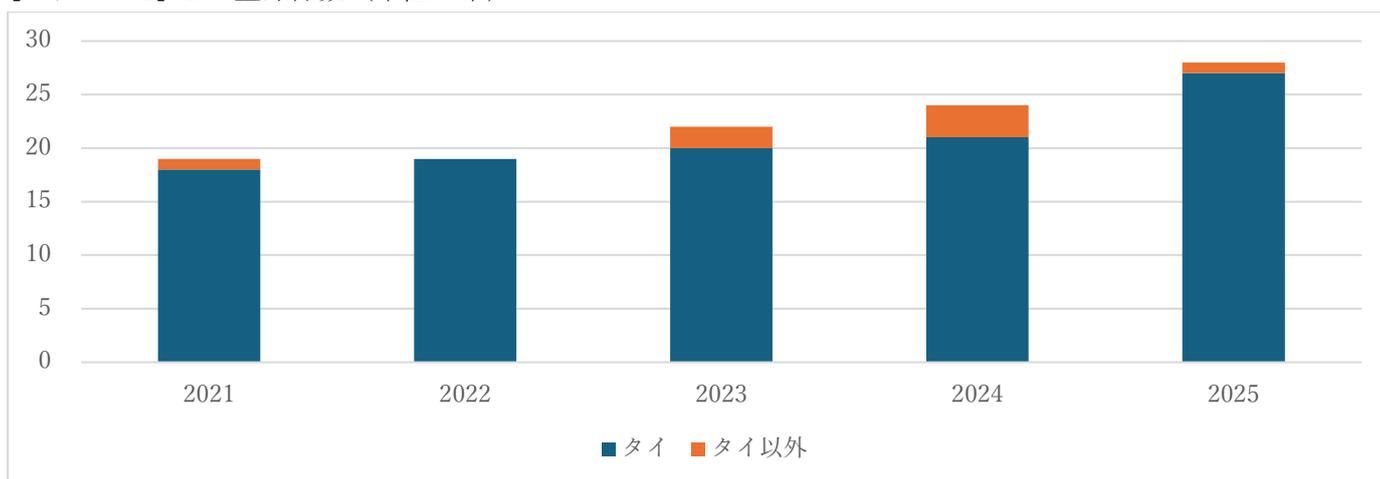
(6) 地理的表示 (GI)、著作権

[グラフ 6-1] に示すように、地理的表示(GI)の登録件数は徐々に増加し、2017 年には登録件数が合計で 13 件だったものが 2025 年には 28 件となった。知的財産局(DIP)がタイ国内での GI 登録を推奨してい

ることもあり、ほとんどの出願はタイ国内からである。なお、タイ全土の1都76県において、GI登録が行われた何らかの商品が存在している。

著作権登録件数については、2025年の値は速報値でかつ上半期のみの値である。[表6-1]に示すように、登録件数はおおよそ毎年10,000件前後を上下している。映画、ダンス、放送の件数はごく少なく、文学、美術、音楽の登録件数が多い。

[グラフ6-1]GIの登録件数(単位:年)



[表6-1] 直近5年間の知的財産局(DIP)への著作権登録件数(2025年の値は上半期のみの速報値)

年	文学	美術	音楽	オーディオ・ビジュアル	映画	録音	ダンス	放送	その他	合計
2021	2,820	2,175	2,383	603	11	191	13	0	59	8,255
2022	3,521	2,700	1,977	1,379	29	483	21	2	88	10,200
2023	2,350	3,312	1,631	914	15	314	22	1	153	8,712
2024	3,052	3,459	2,795	680	42	1,976	39	0	153	12,196
2025 上半期	1,232	1,542	105	461	20	594	17	0	35	4,006

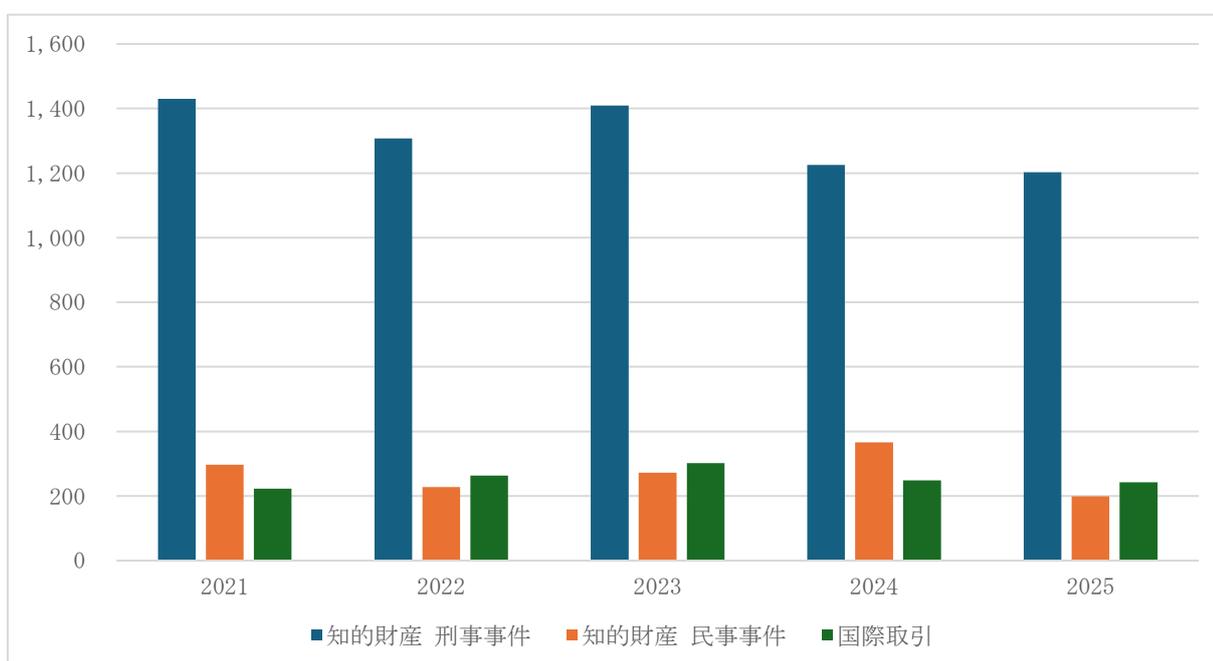
## 2. 審決、裁判統計について

審決の統計情報について、[表7-1]に示す。直近5年間のDIPへの審判件数は、商標が全体の約95%~約99%を占めており、商標を除く特許・意匠・小特許の審判件数が少ない傾向は2025年も続いている。審判件数全体では、2018年に3,446件あった審判申立件数が2025年には1,839件と減少している。[表7-1]に示すように裁判件数全体では、2017年に4,026件あった中央知的財産・国際取引裁判所(Central Intellectual Property and International Trade Court : CIPITC)への知的財産事件の出訴件数が、[表7-2]に示すように、年々減少し、2025年の出訴件数は2017年比約40.1%まで落ち込んでいる。

[表 7-1] 直近 5 年間の知的財産局 (DIP) への審判申立件数(2025 年の値は速報値)

年	商標	特許	意匠	小特許	地理的表示	合計
2021	2,734	5	30	4	0	2,773
2022	2,154	3	40	0	0	2,197
2023	1,825	5	59	0	0	1,889
2024	2,054	5	37	0	0	2,096
2025	1,754	16	68	1	0	1,839

[グラフ 7-1]直近 5 年間の知的財産および国際取引中央裁判所(CIPITC)への提訴件数  
(2025 年の値は速報値)



## 4. 判例

意匠では、模倣の定義が争点となった控訴裁判決 No. 543/2567 を取り上げた。商標では、識別力の有無が争点となった控訴裁判決 No. 205/2567 と、不使用及び真正な使用 (bona fide use) の欠如を理由として取消されるべきかどうか争点となった控訴裁判決 No. 1735/2567 との 2 件を取り上げた。営業秘密では、顧客情報が営業秘密に該当するかどうか争点となった控訴裁判決 No. 2104 / 2567 を取り上げた

### 1. 意匠

#### (1) 控訴裁判決 No. 543/2567 (2024 年)

判決日：2024 年 3 月 6 日

原告（被控訴人） J KLASS Commercial Company Limited  
被告（控訴人） 知的財産局（被告 1）  
知的財産局長（被告 2）

#### 【事件の要約】

原告は、靴棚に関する意匠出願（出願番号 1802002833）を、被告 1 であるタイ知的財産局に出願した。被告 1 及び 2 は、当該意匠が先行意匠（公開番号 12753）と類似しているとして、その登録を拒絶した。原告は特許委員会に不服申立てを行ったが、特許委員会は審査官の判断を支持した。原告はこれを不服として知的財産及び国際取引中央裁判所(CIPITC)に提訴したが、CIPITC が原告の請求を棄却したため、原告は控訴裁判所に控訴した。

控訴裁判所は、靴棚の構成要素を総合的に考慮すべきであり、当該意匠と先行意匠は形状及び模様の構成要素が明確に異なるために、特許法第 57 条(4)に定める「模倣」の範囲には該当しないと判断したことから、被告 1 の拒絶命令及び特許委員会の決定を取り消し、被告に対し、原告の意匠出願の手続を継続するよう命じた。

被告は最高裁判所に上訴したが、最高裁はこれを受理せず棄却した。

#### 【引用条文】

特許法（仏暦 2522 年 [1979 年]、改正後）第 57 条(4)

#### 【原告（控訴人）の主張】

- 先行意匠には、両側の構造体と連結するためのフックが側面に設けられている。また、先行意匠の棚は折り曲げ構造であるのに対し、原告の当該意匠は、籠状の周囲縁を有している。
- 当該意匠の特に重要な特徴は、棚と側面の脚部構造とを連結するフックの存在であり、全体意匠

として考慮すると、当該意匠は先行意匠と類似しない。特許委員会の決定を取り消し、当該意匠を登録するよう求める。

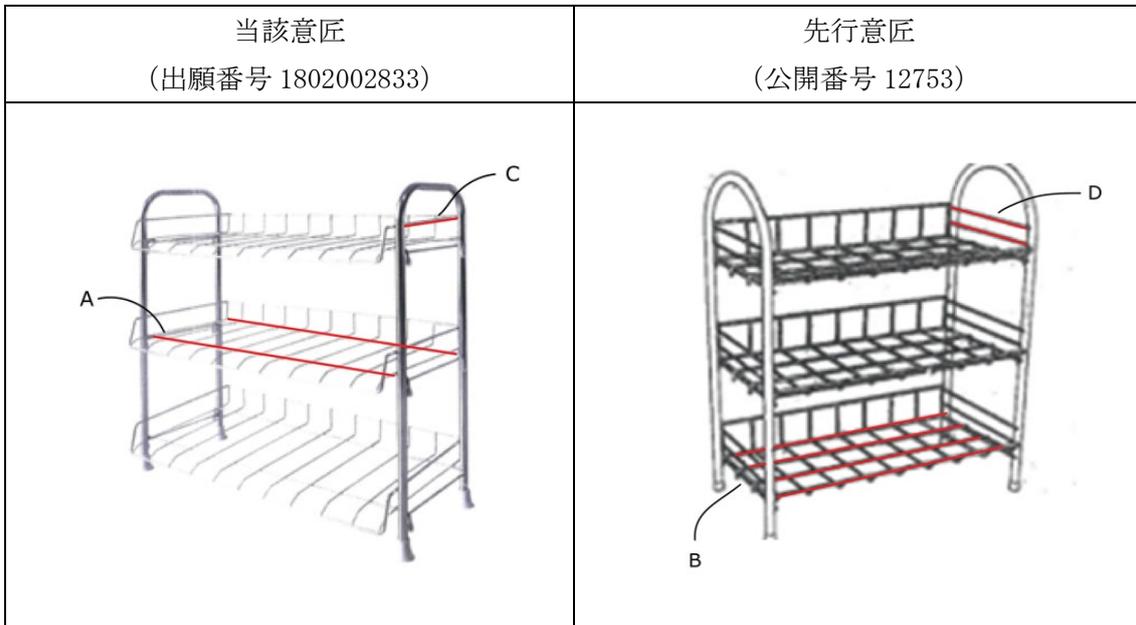
### 【被告（被控訴人）の主張】

- 原告意匠と先行意匠の全体的な外観は類似している。

### 【控訴裁の判断】

<争点①> 当該意匠は、先行意匠と模倣といえるほど形状が類似しているか否か。

- 靴棚全体の構成要素を考慮すべきであり、以下の点において、形状及び模様構成要素が明確に異なると認める。
  1. 上部  
当該意匠は直線的な形状で、フレームの角部が曲線状であるのに対し、先行意匠の上部構造は、湾曲したU字型フレームを有している。
  2. 正面部  
当該意匠は各棚の **A 部分**（※下記図面参照）が2列からなり、棚の形状が下方に滑らかに延びる構成となっているのに対し、先行技術の棚は、各棚の **B 部分**（※下記図面参照）が4列からなり、棚の形状は折り上げられた形となった結果、複数の長方形のマス目が表れている。
  3. 側縁部  
当該意匠は各棚の **C 部分**（※下記図面参照）が左右それぞれ1列であるのに対し、先行意匠は各棚の **D 部分**（※下記図面参照）が左右それぞれ2列である。



これらの相違点を踏まえて両意匠非類似と認め、被告 1 による拒絶命令及び特許委員会の決定を取り消す。被告らは当該意匠の登録手続を進めるものとする。

## 【S&I コメント】

本件は、タイにおける意匠保護は個々の要素の類似性ではなく、全体的外観の識別性に基づいて判断されることを確認する重要な判例である。この控訴裁判決は、真に創作性のある意匠を保護しつつ、特許法第 57 条(4) における「模倣」を過度に広く解釈することによる不当な拒絶を防ぐ、バランスの取れたアプローチを示している。

また本件は、知的財産局及び特許委員会の判断が、表面的な類似性に過度に着目し、意匠の差別化要素を十分に評価していない場合、タイの裁判所がこれを厳格に審査する姿勢を有していることを示している。出願人にとっては、審査段階及び訴訟段階の双方において、意匠の特徴的要素を明確に主張、立証することの重要性を示す事例である。

## 2. 商標

### (1) 控訴裁判決 No. 205/2567 (2024 年)

判決日：2024 年 1 月 24 日

原告（控訴人） 株式会社カプコン

被告（被控訴人） 知的財産局（被告 1）

Miss. Jittima Srithaporn（被告 2）※商標委員会委員長

### 【事件の要約】

商標登録官は、原告商標「DEVIL MAY CRY」（出願番号 160118437、第 9 類、第 41 類）について、識別力を欠くとしてその登録を拒絶した。原告は登録官の判断に不服として商標委員会に審判請求したが、商標委員会は、当該商標は商標法第 7 条第 2 段落(2)に基づき識別力に欠くと判断して登録官の判断を支持した。

原告は、本件を知的財産及び国際取引中央裁判所(CIPITC)に提訴したが、CIPITC が登録官および商標委員会の決定を支持したため、控訴裁判所へ控訴した。控訴裁判所は下級審判決を取消し、被告らに対し当該商標の登録手続を進めるよう命じた。被告らは最高裁判所に上訴したが、最高裁はこれを受理せず棄却した。

### 【引用条文】

商標法第 6 条(1)、第 7 条第 2 段落(2)、及び第 80 条

### 【原告（控訴人）の主張】

- 原告は日本の法律に基づく法人であり、タイを含む世界各国においてオンライン取引または電子商取引事業を展開している。2016 年 12 月 14 日、原告は、商標

「DEVIL MAY CRY」について、第 9 類の商品（ROM カートリッジ形式のビデオゲー

ムソフトウェア等)及び第41類の役務(ダウンロード不可のゲームの提供等)を指定し、商標出願をおこなった(出願番号160118437)。

- 商標登録官は、当該商標が指定商品/役務との関係において「悪魔に関連するゲーム」を示すものであり、商標法第7条第2段落(2)に基づき識別力を欠くとして登録を拒絶した。原告はこれを不服として商標委員会に審判請求したが、商標委員会は登録官の判断を支持する決定を下した。
- 当該商標は、「DEVIL」「MAY」「CRY」の3語から構成される造語であって、本質的な識別力を有し、指定商品/役務の特徴または性質を直接表示しない。
- 指定商品「ROMカートリッジ形式のビデオゲームソフトウェア」や、指定役務「ダウンロード不可のゲームの提供」等は、悪魔や悪霊とは無関係であり、ゲームという全く別の分野に属す。
- 仮に当該ゲームに泣く悪魔として描写された架空のキャラクターが含まれていたとしても、それは物語の一部に過ぎず、物語全体を通じて継続するものではなく、商品/役務の特徴または性質を表示するものではない。
- 当該商標は、需要者が商品/役務の特徴または性質を表示するかを理解するために相当程度の判断や想像力を要する語句であるため、識別力を有する。

#### 【被告(被控訴人)の主張】

- オックスフォードリバーブックス英タイ辞典によると、当該商標は、「DEVIL」は悪魔または邪悪な霊、「MAY」は～かもしれない、「CRY」は泣く、叫ぶ、泣き声を意味する。これら3語を組み合わせると、「悪魔が泣くかもしれない」または「悪魔が泣く」を意味する。
- 当該商標の指定商品/役務に関する情報及び画像が掲載された各種ウェブサイトと併せて考慮すると、「DEVIL MAY CRY」は悪魔との戦いを描いたゲームのタイトルであることは明らかである。従って、当該商標の指定商品/役務に使用すると、当該商標は「悪魔との戦いを内容とするゲーム」であることを理解させ、商品/役務の特徴または性質を直接表示する。よって、当該商標は商標法第7条第2段落に基づき識別力を欠く。

2023年5月29日、原告はCIPITに提訴したが、CIPITが原告の請求を棄却したため、控訴裁判所へ控訴した。

#### 【控訴裁の判断】

<争点①> 当該商標は指定商品/役務の特徴または性質を直接表示するか否か。

- オックスフォードリバーブックス英タイ辞典によると、当該商標は、「DEVIL」は悪魔または邪悪な霊、「MAY」は～かもしれない、「CRY」は泣く、叫ぶ、泣き声を意味する。第9類の商品および第41類の役務からこれらの意味を考慮しても、いずれの商品/役務もそのような意味とは関連しないことは明らかである。

- 当該商標は、指定商品／役務の特徴または性質を直接表示するものではない。登録官及び商標委員会が「悪魔が泣く」という意味を指定商品／役務の特徴または性質を直接表示すると解釈したことは、過度に想像的な解釈である。
- 一般需要者は、当該商標に接しても、指定商品／役務の特徴または性質を即座に、または最小限の判断をもって理解することはできない。
- 当該商標は指定商品／役務の特徴または性質を直接表示するものではなく、商標法第6条(1)、第7条第2段落(2)、及び第80条に基づき、識別力を有し登録可能と認める。

### 【S&I コメント】

商標登録官、商標委員会、下級審（CIPITC）はいずれも、当該商標「DEVIL MAY CRY」は指定商品／役務の特徴または性質を直接表示する語句から構成されるとして、商標法第7条第2段落(2)に基づき識別力を欠くと判断した。しかし原告（出願人）には、商標と商品／役務との関係性について反論する余地があり、裏付けの証拠を提示することによって商標の本質的な識別力を立証できる可能性がある。

記述的な語句を理由とした識別力不備の問題を解消することは、実務上、依然として困難である。その理由として、商標登録官が引用する商標審査ガイドライン 仏暦 2565 年（2022 年）には、「商品の特徴または性質を直接表示するか否かの判断について、登録官は適度を超えて個人の想像力を用いるべきではない」と規定されているが、「過度を超える解釈」の範囲が明確に定義されていないためである。その結果、判断は個々の商標登録官の裁量に左右されやすい。また現状では、商標委員会は、登録官の拒絶判断を支持する傾向にある。

## (2) 控訴裁判決 No. 1735/2567 (2024 年)

判決日：2024 年 7 月 15 日

原告（被控訴人）	Rani Refreshments FZCO
被告（控訴人）	知的財産局（被告 1）
	Ms. Jittima Srithaporn（被告 2）※商標委員会委員長
共同被告	A. S. Maharacha Co., Ltd.

### 【事件の要約】

原告は、自己の商標が周知商標であること、ならびに商標「**RANI**」（出願番号 554250／登録番号 TM216967）の商標権者（共同被告）が登録商品について当該商標を使用していないことを理由に、商標委員会に対し当該商標の取消請求をおこなった。さらに原告は、当該商標が登録されている商品（缶入りフルーツジュース）について、タイ食品医薬品局（FDA）による登録が存在しないことも確認した。

商標委員会は、原告の商標が主張するような周知性を有することを立証する証拠が不十分であるとして、原告の取消請求を棄却した。また、商標権者（共同被告）が、原告の商標に含まれる語句「RANI」を不正の目的で当該商標に採用し登録を行ったこと、または第 32 類の登録商品について商標を使用していなかったことを示す証拠がないと判断し、商標法第 61 条(2)、第 62 条及び第 63 条に基づく取消理由は認められないと判断した。

原告は商標委員会の決定を不服として知的財産及び国際取引中央裁判所(CIPITC)に対し提訴した。CIPITC は商標委員会の決定を取り消し、当該商標の登録を取消す判決を下したため、被告は控訴裁判所へ控訴したが、控訴裁判所は下級審判決を支持した。被告は最高裁判所に上訴したが、最高裁はこれを受理せず棄却した。

### 【引用条文】

商標法第 8 条(9)、第 8 条(10)、第 61 条(2)、第 62 条及び第 63 条

### 【原告（被控訴人）の主張】

- 商標法に基づき、当該商標「**RANI**」の登録は不使用及び真正な使用 (bona fide use) の欠如を理由として取消されるべきである。タイ国内において当該商標を付した商品の実際の販売、流通、広告、または商業的利用を示す証拠が一切存在しない。当該商標の権利者である共同被告は、長期間にわたり登録商品について当該商標を真正に使用していない。
- 当該商標を付した食品について、共同被告はタイ食品医薬品局 (FDA) への登録申請または承認取得をおこなっていない。FDA 登録がなければ、タイ国内で当該商品を適法に製造または販売することはできない。
- 共同被告は履物事業を営んでおり、飲料や果汁事業を営んでいないことから、当該商標が実際に商取引において使用されていなかったことは明らかである。

### 【被告（控訴人）の主張】

- 商標委員会の決定は事実及び法令の双方に適合した適法なものであり、取消の十分な理由は存在しない。

CIPIT における訴訟係属中、CIPIT は、当該商標の権利者である A. S. Maharacha Co., Ltd. を共同被告として訴訟に参加させるよう命じたが、共同被告は所定期間内に供述書を提出しなかった。CIPIT は、商標委員会の決定を取り消し、当該商標の登録を取消す判決を下した。被告は控訴裁判所へ控訴した。

### 【控訴裁の判断】

<争点①> 当該商標の取消請求を拒絶した商標委員会の決定を取消し、当該商標の登録を取り消す理由はあるか否か。

- 被告らは下級審判決に対して控訴したが、重要な事実関係、すなわち、商標権者が登録商品について当該商標を真正に使用していなかったこと、商業的使用を示す証拠が提出されていないこと、ならびに関連する食品についてFDAの登録または承認を取得していなかったという点について異論を唱えなかった。
- FDA登録が存在しない以上、当該商標はタイ国内で適法に商取引に使用することができない。これは、実際に相当期間にわたって商標が不使用であったことを裏付ける重要な周辺事情であり、商標法に定める取消要件を満たすものである。
- 下級審判決を支持し、当該商標の登録を取り消す十分な理由があると認める。

### 【S&I コメント】

従来の商標取消事案においては、FDA登録が存在しない場合であっても、商標委員会が登録商標を取り消すことは稀であった。しかし、本件において最終的に裁判所が当該商標登録の取消しを命じた主要因としては、以下の点が考えられる。

1. 当該商標の商標権者（共同被告）は、商標委員会に対していかなる答弁や説明も提出しなかった（取消請求に争わなかった）。
2. 商標権者（共同被告）は、裁判手続においても当該商標の登録権者としての権利、利益を守るための供述を一切おこなわなかった。
3. 商標権者（共同被告）の会社は現在も事業を継続していることから、仮に真正な使用意思があったのであれば、自己の権利を守るために供述をしない理由はなかった。
4. 商務省事業開発局に登録された商標権者（共同被告）の会社の事業目的には、当該商標で登録されている商品（缶入りフルーツジュース）の製造または販売が含まれていなかった。
5. 商標権者（共同被告）の会社のウェブサイト及び財務諸表においても、缶入りフルーツジュースに関連する商品が確認できなかった。

## 3. 営業秘密

### （1）控訴裁判決 No. 2104 / 2567（2024年）

判決日：2024年8月15日

原告（控訴人） Kamphaeng Phet Honda Automobile  
 被告（被控訴人） Ms. Simara Pang-dee

### 【事件の要約】

ホンダの自動車を販売する事業を営む原告は、被告を車両保険業務及び車両登録更新業務を担当する営業担当者として雇用していた。被告は、これらの業務の過程で、顧客の氏名、住所及び電話番号を収集、整理していた。被告は原告会社を退職するにあたり、当該顧客情報を持ち出した。原告は、当該情報が営業秘密に該当し、その不正使用により原告に損害が生じたと主張した。

控訴裁判所は、知的財産及び国際取引中央裁判所(CIPITC)が原告の請求を棄却した判断を支持し、原告が当該情報へのアクセスを保護または制限するための措置を講じておらず、また秘密情報であることを示す形で保管もされていなかったことから、当該情報は営業秘密法第3条に定める営業秘密には該当しないと、営業秘密として保護されるものではないと判断した。

### 【引用条文】

タイ営業秘密法 仏暦 2545 年（2002 年）第 3 条

### 【原告（控訴人）の主張】

- 原告は、ホンダの自動車の販売事業を営んでいた。被告は、原告により、自動車保険業務及び車両登録更新業務を唯一担当する営業担当者として雇用されていた。被告の業務内容には、原告の顧客に連絡して保険及び登録更新サービスを案内すること、顧客の氏名、住所及び電話番号を収集、記録すること、ならびに営業報告書を作成することが含まれていた。これらすべての情報は、原告のコンピュータシステム上に記録及び保管されることが義務付けられていた。
- 2021 年 12 月 10 日、被告は事前の通知なく退職し、顧客データファイルを含む業務の引継ぎを原告に行わなかった。原告は、被告に対し顧客情報の返還を求める書面による通知を送付したが、被告はこれを無視した。
- 被告は退職後、自ら自動車保険及び車両登録更新業を設立し、原告と直接競合するとともに、原告と同一の顧客層にサービスを提供した。被告は、営業秘密に該当する原告の顧客情報を使用したことにより、原告に対し年間 673,964.46 バーツの自動車保険販売による収入の損失を生じさせた。原告は 17 年間にわたる損害として合計 11,457,395.82 バーツの賠償を請求し、裁判所に被告に対して当該金額の支払いを命ずるよう求めた。

### 【被告（被控訴人）の主張】

- 被告は、2006 年から原告に経理担当者として雇用されていた。2010 年頃、被告は営業部門へ異動となり、他の営業担当者とともに自動車保険の販売及び車両登録更新業務を担当していた。被告が顧客情報を整理するために使用していたコンピュータは原告所有の業務用機器であり、他の従業員もアクセス可能であった。さらに、被告は自ら記録した顧客データベースにパスワード設定やアクセス制限を一切行っておらず、そのため、他の従業員が当該情報に自由にアクセスできる状態であった。
- 被告は、原告との雇用関係終了後、原告の顧客情報を含む書類や電子ファイルを一切持ち出していない。原告の請求を棄却するよう裁判所に求める。

CIPITC は 2023 年 9 月 21 日、原告の請求を棄却したため、原告は 2024 年 5 月 9 日、控訴裁判所に控訴した。

### 【控訴裁の判断】

<争点①> 当該データは原告の営業秘密に該当するか否か。

- 情報が営業秘密として認められるためには、タイ営業秘密法 仏暦 2545 年（2002 年）第 3 条に基づき、①通常当該情報を取り扱う者にとって一般に知られていない、または容易に入手可能でない商業上の情報であること、②秘密であることにより商業的価値を有すること、③その管理者によって秘密性を維持するための合理的な措置が講じられていること、の三要件をすべて満たす必要がある。
- 従って、本件で問題となっている顧客の氏名、住所及び電話番号を含む顧客情報が営業秘密と認められるためには、同法第 3 条に定めるすべての要件を満たす必要があり、その立証責任は原告にある。
- 審理において、原告は、被告に対し顧客データの管理と保全を任せ、パスワードで保護されたコンピュータに保存するよう指示していたと供述したにとどまり、それ以外に原告が適切な保護措置を講じていたことを示す証拠は提出されなかった。
- これに対し、被告は、顧客情報をコンピュータに保存するだけでなく、当該情報を紙媒体で印刷し、業務用ファイルとして保管していたこと、また、それらのファイルにはアクセス制限が設けられておらず、特定の場所に限定して保管されてもいなかったため、被告以外の従業員も容易に当該情報へアクセスできる状態であったことを立証した。
- 両当事者の証拠及び証言を総合的に検討した結果、被告の主張に信用性があると判断し、原告は十分な保護措置が講じられていたことについて、これ以上の立証を行うことができなかったと認める。
- 以上より、原告が顧客情報の秘密性を維持するための合理的な措置を講じていなかったと認め、当該情報は営業秘密法 仏暦 2545 年（2002 年）第 3 条に基づく営業秘密には該当しないと判断する。下級審判決を支持し、原告の控訴を棄却する。下級審判決は維持され、結論に変更がないことから、その他の争点について判断する必要はない。

#### 【S&I コメント】

本事件は、情報の保有者が十分に厳格な秘密保持措置を講じていなかったことを理由に、重要な営業情報について営業秘密法上の保護が認められなかった事例である。裁判所は、コンピュータにパスワードを設定するといった単一のセキュリティ対策のみでは不十分であることを明確に示した。当該情報が法律上の「営業秘密」として認められるためには、営業秘密法第 3 条に定められた要件を満たすべく、さらに追加的な秘密保持措置が講じられていることが必要である。

## 5. 模倣品の現状

2025年、知的財産局(DIP)は、関連機関、即ちタイ王立警察、特別捜査局(DSI)、及び税関と連携し、1,132件の侵害事案を摘発した(2025年11月時点)。押収された侵害品は330万点に上り、損害額は11億4,000万バーツを超えた。これらの成果は、タイ王立警察(789件、1,820,574点)、特別捜査局(7件、952,592点)、税関(336件、571,675点)との連携によるものである。DIPのエンフォースメント部門は、WIPOおよびWTO加盟国としてのタイの国際的イメージ向上と、より良い国際協力の促進に向けた政府の取り組みのため、他のエンフォースメント機関との連携を行っている。

2025年度におけるDIPによる知的財産権侵害抑止活動は、以下の通り分類できる。

### 1. 2025年度におけるDIPによる知的財産権侵害抑止活動

#### (1) 物理的市場に対する抑止活動

DIPは、知的財産権取り締まりを専門とするエンフォースメント部門に作戦部隊を保有している。エンフォースメント部門は、当初はその役割は政府機関と権利者間の調整、および偽造品に対する啓発キャンペーンの実施に重点が置かれていた。しかし現在では、これらの業務に加え、米国のスペシャル301条報告書だけでなく、WIPO(世界知的所有権機関)およびWTO(世界貿易機関)加盟国としてのタイの国際的イメージ向上と、より良い国際協力の促進に向けた政府の取り組みによって他のエンフォースメント機関との連携を行っている。物理的市場に対する取り締まり活動と逮捕権限の行使を行うため、DIPの作戦部隊は、タイ王立警察経済犯罪取締部(ECD)、税関、特別捜査局、および民間の知的財産権保有者といった関連機関と緊密に連携した。民間の知的財産権保有者は、このような場合において、DIPにどの機関と連携すべきか相談することや、DIPをレイドや製品の検証の場に立ち合わせることなどができる。作戦部隊は以下の3つのユニットに分かれる。

- ① モバイルパトロールユニット：バンコク及び近郊の主要ショッピングエリア(MBKセンター、プラチナム、プラトゥーナム、サムペン、シーロム、プロムポン、スクンビットなど)を担当。対象エリアの監視頻度は週3回以上とし、捜査令状が発付された場合は直ちにECDから行動を起こす。
- ② 地域ユニット：全国各地方のリスクの高い地域に展開し、2週間ごとに継続的な活動を実施。
- ③ 検査評価ユニット：バンコク、チョンブリー、チェンマイ、プーケット、スラタニ(サムイ島)、ソンクラー、クラビ、プラチュワップキーリーカンの8県にまたがる主要観光地の特別監視区域(レッドゾーン)において、侵害品の販売を阻止する任務を負う。各ユニットは毎月作戦を実施する。

2025年(1月~11月)に、作戦部隊の3つのユニットが実施した作戦により、保管施設、倉庫、流通拠点、商業地区、主要観光地において、298事案について、150万点以上の物品が押収された。侵害品の多くは化粧品、電気製品、自動車部品、および偽ブランド品の衣類、ハンドバッグ、靴、時計、眼鏡、宝飾品などであった。これらの製品は規格外のものであり、公衆衛生や安全にリスクをもたらす可能性があった。

#### (2) オンライン市場に対する抑止活動

DIPは、オンラインプラットフォーム、権利者、およびその代理人(法律事務所)間で「インターネット上の知的財産権保護に関する覚書(MOU)」を締結し、オンライン市場における知的財産権侵害への取締

りを大幅に強化した。覚書（MOU）は、参加プラットフォームは商標権侵害の通報専用窓口を設けることを規定している。MOUによれば、権利者と顧客の双方が、参加プラットフォーム上の疑わしい店舗や偽造品の出品を通報でき、プラットフォームはこれらの通報を調査し、偽造品と確認された場合は商品を「削除」しなければならない（いわゆるノーティスアンドテイクダウン制度）。プラットフォームはペナルティポイント制度を採用しており、販売者が繰り返し苦情を受けた場合、その販売者は禁止され、店舗は永久に閉鎖されることになる。このMOUにはDIP、知的財産権者、主要オンラインプラットフォームが参加している。その結果、Lazada、Shopee、TikTok Shop、NocNoc、Nex Gen Commerceの5大ECプラットフォームから2,867件の侵害品が削除された。DIPはさらにこの協力をLINEショッピングへ拡大するため、2025年12月19日にLINE Company（Thailand） LimitedとのMOU調印を予定しており、体系的かつ効果的なオンライン知的財産権執行を強化する。

### （3）模倣品の破壊処分

DIPは、模倣品の廃棄処分式典に参加した。本年は2つの主要行事が開催された。2025年2月18日、知的財産局副局長のアヴット・ウォンサシット氏が税関の破壊処分式典に出席した。当該式典において、経済的損失が4,600万バーツ以上に上る計602,600点の物品が廃棄された。

その後、2025年9月5日には、知的財産局長のヌサラ・カンジャンナクン氏がバンコク・ドンムアンの陸軍防空司令部で開催された破壊処分式典に参加し、バンコク、サラブリ、チョンブリで同時に物品が廃棄された。押収品は衣類、時計、鞆、電子機器、自動車部品、医薬品、食品など多岐にわたった。これらの商品はタイ王立警察、税関、特別捜査局によって押収されたものである。その総額は9億バーツを超える合計1,528,524点の物品が廃棄された。

### （4）啓発活動

DIPは、年間を通じて、一般市民と法執行官双方を対象に知的財産権の啓発活動を積極的に推進した。例えば、日本特許庁（JPO）との協力により、関心のある参加者向けに「知的財産権執行：電子商取引プラットフォームにおける模倣品対策」セミナーを開催した。

さらにDIPは実務者のスキル向上に注力した。韓国知識財産処（MOIP）との連携により、執行機関向けに海賊版・模倣品の識別方法に関するワークショップを開催した。またDIPは全国の警察官を対象に「知的財産権侵害防止」オンラインセミナーを実施し、執行能力の強化を図った。